横たわる問題点

こうして、定植までの投下労力は、のべ三五〇人、もちろん一銭の報酬もない。今後の作業もすべて現金収入なしである。ここにも一同の大きななやみが横たわつている。

これまでは、田畑からの収入のほかに、松島町の大きな産業である「石切り」に出れば現金収入があつた。これは大きな魅力である。昔から「若いうちは石切りに出て、年とつてから百姓をする」という考え方が、この地方特有のものとして、農業の進歩を大きく阻害しているとも云われている。

だから、みかんの収穫までの四・五年間は、畑からの収益があがらないということは、一同にとつては相当な苦痛である。

そのほか、労力提供の日数が個人によつて大分相違が生じてくる。これに対しては、不公平がないように、どのような取扱いをすればよいか。四年後、実がなり出してからの利益の配分はどうしたら公平にできるか。

組合長になつた松下さんはこう語つている。「何と云つても、日本ではじめての共同みかん園でしよう。どうしても完成させなければなりません。その為には一人の落伍者もないこと、これが一番です。八人の「和」が絶対に必要です。ですから、都合で作業に出なかつた人からはブ銭を取つていません。然しいつも出る人と出ない人との差はどうするか。難しい問題ですよ。」

又、収穫後の利益の配分もまだきめていないということである。

「何とかして成功させたい。」この情熱が一同を奮い起たせ、「人の和」が一敢て云えば—かろうじて一同の支えとなつているという感じである。

役場の嶽本経済課長はこれについてこう云つている。

「組合の運営や利益配分の方法は、皆で研究しあつて、早くきめておく必要があるのではないでしようか。共同経営の態勢を早く合理的なものにしておかなければ、あとで色々困るような事にもなりかねません。」と。

ともあれ、日本ではじめての共同みかん園。長野県には共同リンゴ園があるということだが、これは共産主義的な経営方法である。これとは異つた生い立ちのこのみかん園。前途には予測しない困難が横たわつているに違いない。これを克服できるもの、それは「人の和」に加うるに「合理的な経営態勢」ではなかろうか。

有明村にも共同果樹園

このみかん園も、昨年六月には「新農山漁村建設総合対策」において、特別助成の指定をうけ、更に十月には県下十六のモデル果樹園のうちの一つとして、はやばや指定をうけた事は八人の同志たちにとつてはこの上ない喜びであつた。

今年の三月末までには、十六立方米の貯水槽をはじめ、ポンプ施設、薬剤撒布や灌水用のビニールパイプ施設、畦畔改修等が、総額三四万円〔うち国庫補助一七万円、受益側負担一七万円（このうち二万円は役場から補助される）〕で完成される予定である。

このような共同果樹園は、今、天草郡有明村の赤崎でも計画されている。区有地二〇町歩を拓いて共同経営をやるわけであるが、この場合ははじめから「新農山漁村建設総合対策」の指定を受けたので、開墾作業にも賃金を支払いながらやつてゆくことになつている。

こうして零細農家には手の出なかつた果樹園が「共同果樹園」という形で次々とつくられてゆくことは、今後の果樹振興上大きな意義をもつものと云えよう。

医療費を貸します

今年度の新しい事業として、生活保護を受けている被保護者とすれすれの生活をしている低所得者に対して医療費の貸付をはじめることになりました。

▼県は、資金枠五百万円を、世帯更生資金一千万円とともに県社会福祉協議会の委託しました。

▼この制度は、収入の少い所謂低所得者の中には、社会保険に加入されない者、または社会保険の対象にはなつているけれども、医療費の一部負担の支出に困るために、早期に満足な治療ができないで、徒らに病状を悪化させ最低生活以下に追いこまれるような人が多いのです。こうした人々に医療費を貸し付けて援護しようという制度です。

▼貸付内容は、結核等のように長期にわたる病気でなく、大体六カ月以内に治癒する見込のもので、医療費の支払いに困る方、そして貸付をうけた金を、五カ年以内に返済できる償還能力のある人に貸付けます。

▼貸付金額は、五万円以内で、利子は年三分、据置期間は、六ヶ月以内で、償還期間は据置期間が終了後五年以内となつており、貸付期間の十倍を超えないことになつております。

▼貸付の取扱いは、民生委員と市町村社会福祉協議会がいたしますので、申込手続き等についての相談は遠慮なく、市町村の民生委員や社会福祉協議会に申出て下さい。

（社会課）

防貧から衛生まで

ひろがる〃地域社協〃の仕事

地 域社会福祉協議会は、昨年四月から急ピッチに結成が進んで郡市の分は全部結成を完了しました。町村社協も、結成目標の九七に対しすでに八三ヵ町村結成され、結成率は八六%、残り一四町村は目下結成準備中で、三月末までには全部結成を終る予定です。

こ れからの社会福祉事業の行き方として、地域社会の明るい福祉増進をはかるためには、社会福祉の専門家ばかりでは十分でない分野が生れて来ます。そこに民生委員を中心として、公民館、PTA、その他社会福祉に関係のある民間の方々の参加による地域社会組織事業、いわゆる「地域社会福祉協議会」の組織が必要となつてくるわけです。

社 会福祉協議会は地域の社会福祉に関する総合計画を樹てることにはじまつてその仕事は非常に広い範囲にわたつています。

1、防貧の仕事、あたたかい助け合い運動

2、老人福祉の仕事、老人クラブの世話や敬老会

3、児童福祉の仕事、産児調節、乳幼児保護、農繁期保育所のお世話

4、保健衛生の仕事、病気を発見する仕事、衛生的な生活環境をつくる仕事

5、生活改善の仕事

6、巡回文庫、演劇、相撲や野球大会など文化レクリエーションの仕事

7、社会福祉施設や医療衛生施設への協力の仕事

8、共同募金を推進する仕事

これでみても「地域社協」は社会を明るくするためのあらゆる仕事を受けもつものといえます。

更 に今年からは単に防貧を中心とする福祉活動だけでなく、環境衛生の仕事にまで、仕事の範囲をひろげてゆくことが、大きな課題となつています。

これからの養蚕

☆　☆　☆

養 蚕と畜産との結びつきは、今にはじまつたことではないが、現在養蚕と酪農とを強く結びつけているのは

(一)養蚕面では、生産費の一五—二〇%を占める肥料が自給でき、また地力の減退も防止できる。

(二)酪農面では生産費の五〇%を占める飼料が自給できる。

この二つは双方にとつての生命線ともいうべきものであり、又うまくやれば実に妙味あるものです。

地力と飼料自給は一見何等の関係もないようですが、家畜の腹で結びつき双方の問題解決の主役を果すわけです。

こ こに蚕畜人一体の経営の妙味を発揮されている玉名郡の石原さんを紹介しましよう。

石原さんは昭和二十八年当時水田七反四畝、普通畑七反七畝、桑園二反四畝でしたが、きびしいまでに営農の実態を分析され、従来の普通作中心の営農を「繭の生産を大巾に拡大しながら酪農と結びつけた」営農に転換されました。

現在は水田七反、普通作三反五畝、桑園九反、それに乳牛四頭（成牛二、仔牛二）を導入されています。

そ の結果を簡易に労働報酬と農業所得についてみますと、本年度までの五カ年間に

一月当り労働報酬は二、五倍に、農業所得は約七割も増加し、しかも、全耕地の金肥代がこれによつて四〇%もさがり、反当収繭量は二〇貫台から上昇し、土地生産力と共に労働生産力を大巾に向上しました。（詳細は蚕糸白書に登載）

石原さんの営農にもみられるようにこれからの養蚕は営農という立場に立つて、その「よさ」を充分生かしてゆきたいものです。

桑つくりのヒント

なんといつても柔が欲しがつているのは有機質です。そこで、柔畑に家畜の飼料を植えて、家畜の腹を一度通して、厩肥をもつとふやすこと。そのためには燕麦とコモンベッチの混ぜ播きをすゝめます。